

I. 省エネ法とは

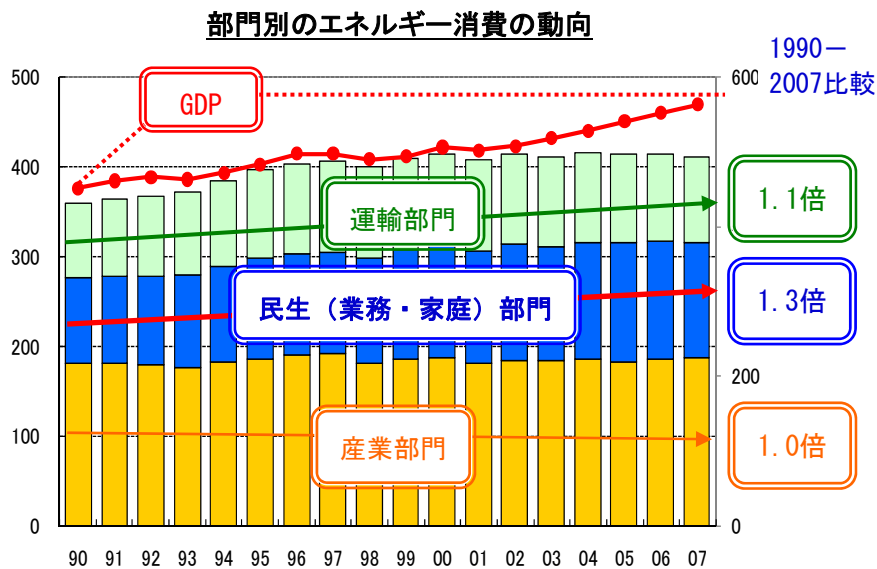
【省エネ法とは？】

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）は、石油危機を契機として昭和54年（1979年）に、

- ① 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため
 - ② 工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずること
- を目的に制定されました。

その後、1990年代に顕在化した地球温暖化問題においては、化石燃料の大量使用に伴う二酸化炭素の排出量増大に主原因があることが国際的にも広く認識されるようになり、エネルギー安定供給の確保という当初からの目的に加え、国内でのCO₂排出量削減の有力な手段としての役割が省エネ法に期待され始めました。

わが国のエネルギー消費は、1990年度を基準として見た場合、産業部門ではほぼ横ばいなのに対し、民生部門では1.3倍と大幅に増加しております。こうした状況を踏まえ、エネルギー消費量の伸びが特に著しい民生部門に係る省エネルギー対策の強化及び地球温暖化対策の一層の推進のため、今回省エネ法が改正されました（平成20年5月30日公布、平成22年4月1日施行）。



平成21年度 エネルギー使用合理化シンポジウム（基礎編）
『改正省エネ法（工場・事業場）説明資料』より抜粋

【省エネ法でのエネルギーとは？】

エネルギーとは一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや、風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

燃 料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)
- 燃焼その他の用途に供するもの(燃料電池による発電)


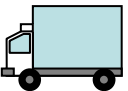


熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
- 対象とならないもの：太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱

電 気

- 上記に示す燃料を起源とする電気
- 対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気

【省エネ法が規制する分野と事業者】

分 野	事 業 者	改正の有無
工場・事業場 	工場を設置して事業を行なう者 事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設などすべての事業所)を設置して事業を行う者	改正あり (平成20年度)
輸 送 	輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者 ^{注1} 荷 主：自らの貨物を輸送事業者 ^{注2} に輸送させる者	改正なし
住宅・建築物 	建 築 時：住宅・建築物の建築主 増改築・大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 特定住宅(戸建て住宅)：住宅供給事業者(住宅事業建築主)	改正あり (平成20年度)
機械器具 	エネルギーを消費する機械器具の製造事業者・輸入事業者	改正あり (平成21年度) <small>注2</small>

注1 自家輸送を含みます。

注2 平成21年度の改正により、エアコンディショナー、テレビジョン受信機の内容が改定されました。また、トップランナー方式が適用される特定機器として、ルーティング機器、スイッチング機器が追加され、これまでの21機器から23機器に対象が広がりました。今後更に、電子計算機及び磁気ディスク装置、蛍光灯器具の対象範囲が拡大される予定です。

II. 改正省エネ法の主な改正点

【工場・事業場の改正】

工場・事業場では規制体系がこれまでの工場単位から事業者単位へ変わりました。また、コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン事業等を行っている事業者も対象になりました。さらに事業者単位の省エネを推進する役割を持ったエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者が創設されました。

なお、判断基準の改正の内容については、「工場・事業場における事業者の判断の基準について」の項で記載しました。

1. 工場毎から事業者単位（企業単位）へ

平成20年度の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位^{注3}（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました（平成22年4月1日施行）。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kI以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

注3：事業者単位の範囲とは？

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、持株会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。



2. フランチャイズチェーン事業も対象へ

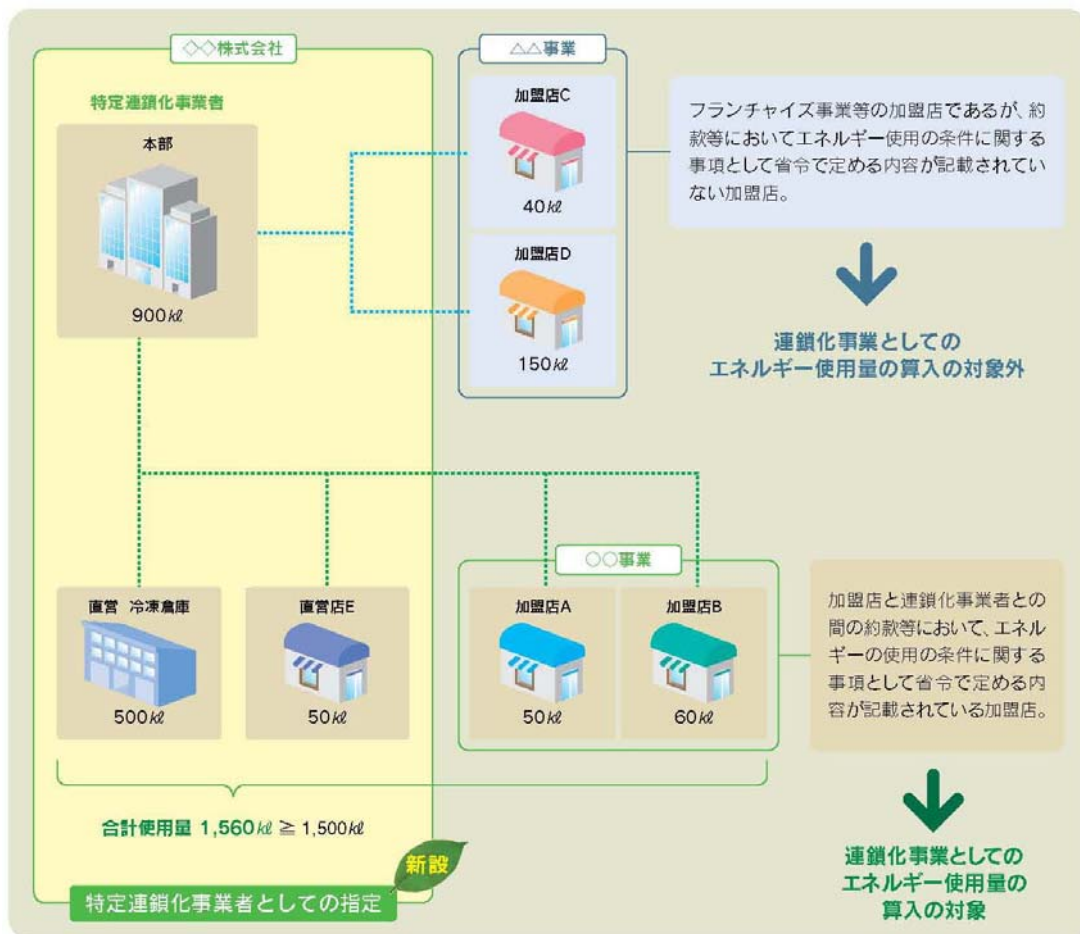
フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者^{注4}となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500k_l以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

注4：連鎖化事業者とは？

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等^{*}で満たしている事業者をいいます。

- (1) 本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2) 加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。
 - 空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法
 - 冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - 照明に係る機種、性能又は使用方法
 - 加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

※ 本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守する、といった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針又は行動規範、マニュアル等に(1)及び(2)の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。



3. エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の創設

特定事業者又は特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者^{注5}とエネルギー管理企画推進者^{注6}をそれぞれ1名選任することが義務付けられます。

なお、従来のエネルギー管理指定工場等^{注7}においては引き続き、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任が必要です。

注5：エネルギー管理統括者とは？

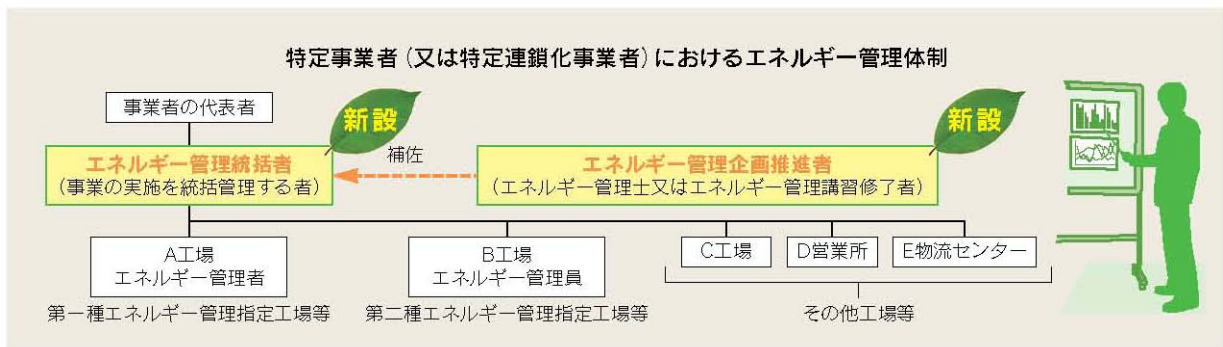
①経営的視点を踏まえた取組の推進、②中長期計画のとりまとめ、③現場管理に係る企画立案、実務の統制が主な役割です。資格要件は特にありませんが、省エネ法上「事業の実施を統括管理する者」（役員クラスを想定）をもって充てるとされており、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者から選任しなければなりません。

注6：エネルギー管理企画推進者とは？

エネルギー管理統括者の職務を実務面で補佐する者で、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

注7：エネルギー管理指定工場等とは？

工場・事業場単位で1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が一定以上の工場・事業場のこと。3,000kl以上のエネルギーを使用している工場・事業場を「第一種エネルギー管理指定工場等」、1,500kl以上、3,000kl未満のエネルギーを使用している工場・事業場を「第二種エネルギー管理指定工場等」といいます。



エネルギー管理者・管理員の資格要件と選任数

指定工場等	エネルギー管理者の資格要件		エネルギー管理員の資格要件	
	○エネルギー管理士免状の交付を受けている者。		○エネルギー管理士免状の交付を受けている者 又は ○エネルギー管理講習修了者。	
第1種指定工場等	工場・事業場ごとのエネルギー使用量	100,000kl以上	2人	4人
		50,000kl以上	1人	3人
		20,000kl以上	1人	2人
		3,000kl以上	エネルギー管理者	1人 エネルギー管理者
第2種指定工場等		1,500kl以上	エネルギー管理員	1人
	なし	1,500kl未満		-

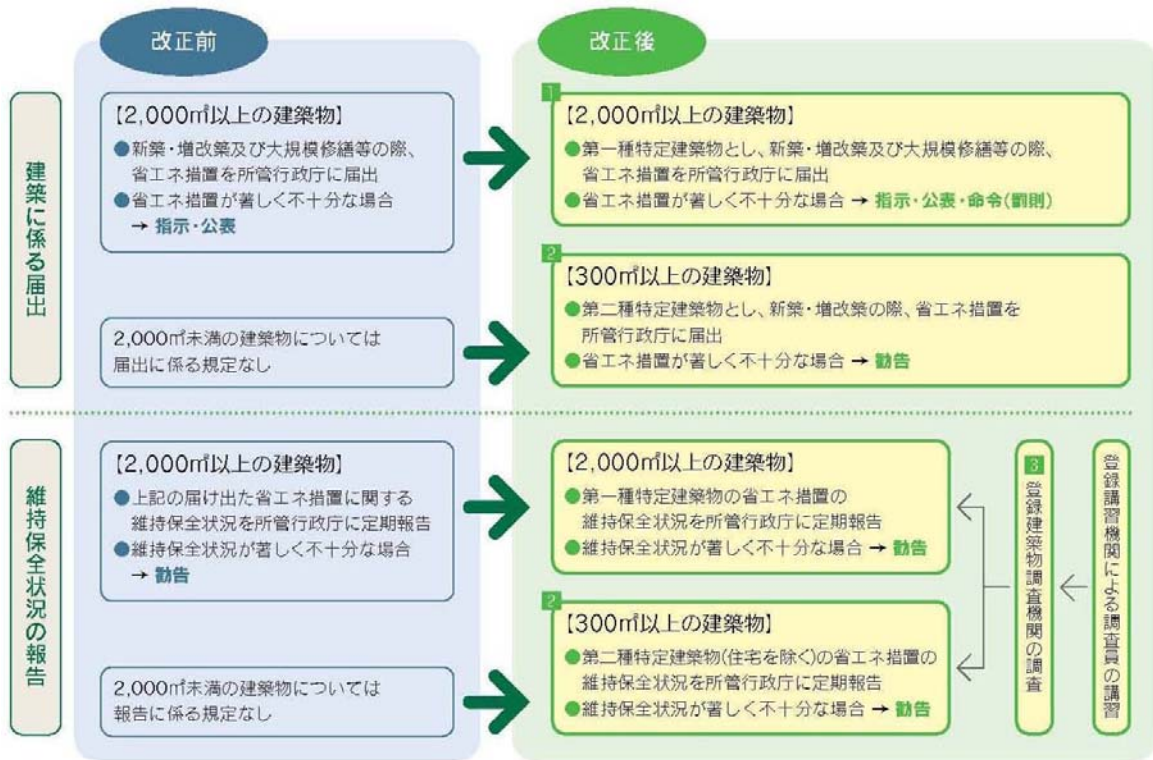
【住宅・建築物の改正】※

大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられました。住宅・建築物に関する改正は、平成21年度より適用されています（ただし、2. については平成22年度より適用）。

1. **大規模な建築物（2,000㎡以上）の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入。**
2. **一定の中小規模の建築物（床面積の合計が300㎡以上）について、省エネ措置の届出等を義務付け。**
 - 新築・増改築時の省エネ措置の届出・維持保全状況の報告を義務付け、著しく不十分な場合は勧告。
3. **登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化。**
 - 当該機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物の維持保全状況の報告を免除等。
4. **住宅を建築し販売する住宅供給事業者（住宅事業建築主）に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入。**
 - 住宅事業建築主の判断基準の策定。
 - 一定戸数以上を供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令（罰則）の導入。
5. **建築物の設計、施工を行う者に対し、省エネ性能の向上及び当該性能の表示に関する国土交通大臣の指導・助言。**
6. **建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示。**

※：住宅・建築物に係る措置の詳細については、下記 URL をご参照ください。

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html



<p>五放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止 六電気の動力、熱等への変換の合理化</p> <p>Ⅱ. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 前段：努力目標／原単位年平均1%以上の低減</p> <p>1. エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項</p>	<p>(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止 (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化</p> <p>Ⅱ. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 前段：努力目標／事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減 業種ごとのベンチマーク^{注8}</p> <p>1. エネルギー消費設備等に関する事項 ①専ら事務所に関するものと、 ②その他の工場等に関するものとに分けて記載</p> <p>2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項</p>	<p>新設 新設</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

注8：業種ごとのベンチマーク（セクター別ベンチマーク）とは？

平成22年度施行の改正省エネ法の「判断基準」において設けられた、特定の業種(セクター)ごとの「中長期的に目指すべき水準」のことです。施行時点では、「高炉による製鉄業」、「電炉による普通鋼製造業」、「電炉による特殊鋼製造業」、「電力供給業」、「セメント製造業」が対象となりますが、今後順次拡大予定です。

IV. 工場・事業場におけるエネルギー管理のフローと必要な手続きについて

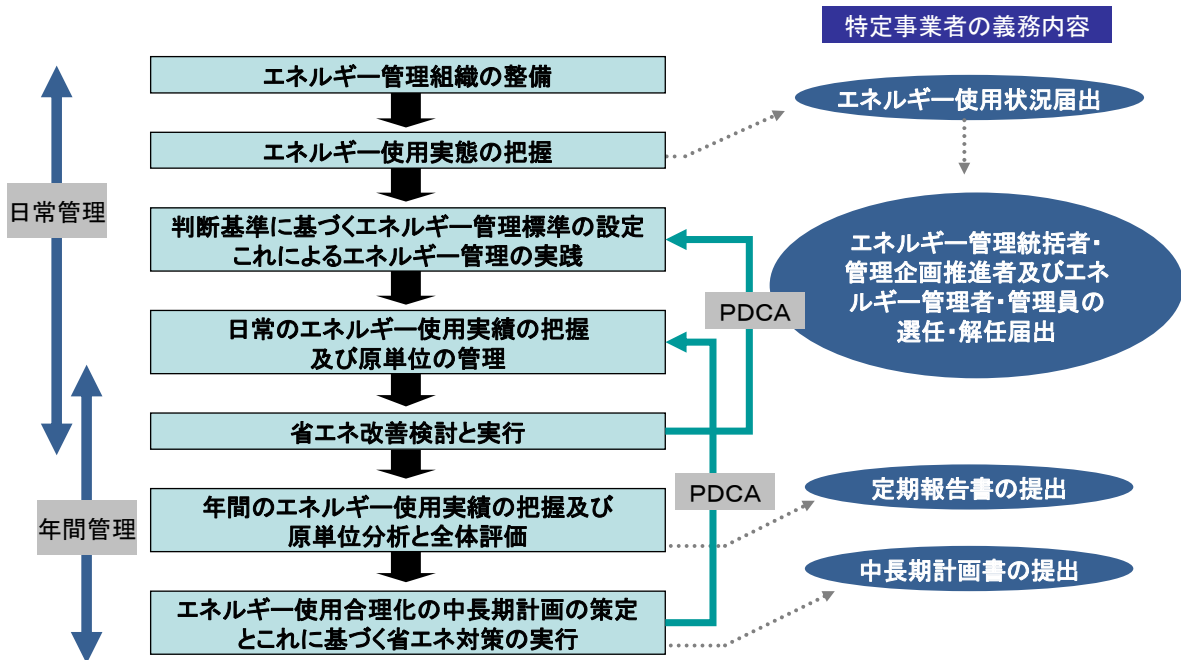
ここでは、省エネ法において、事業者が行わなければならないことについて解説します。

1. エネルギー管理のフロー

エネルギーを使用し事業を営む者はすべて省エネ法のもとエネルギー使用の合理化に努めなければなりません。

一般的なエネルギー使用合理化を推進するための管理の流れは下記のようになっています。事業者はまず適切なエネルギー管理を行うために管理組織を整備し、自らのエネルギー使用量を把握することから始めなければなりません。

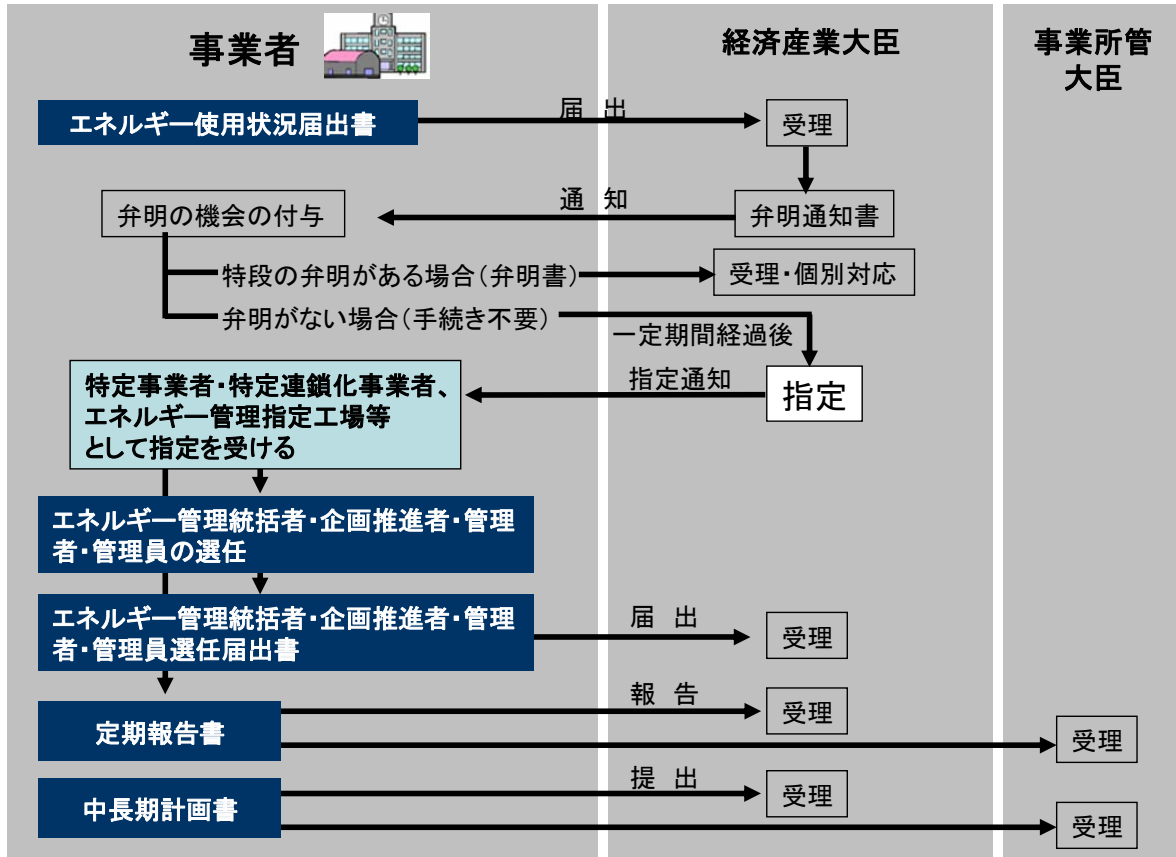
なお、エネルギー使用量（原油換算値）を把握するための簡易計算ツールを「その他参考資料」に添付してありますので、ご利用ください。



2. 省エネ法に基づく必要な手続きとフロー

事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500k l以上であれば、そのエネルギー使用量をエネルギー使用状況届出書に記入し、事業者単位で国へ届け出る必要があります。

下図は、エネルギー使用状況届出書を提出した後に、どのような手続きがあるかをまとめたものです。



3. 各種書類の提出時期

省エネ法に関連する各書類の提出期限は下表のとおりです。

	改正後 (22年度)	改正後 (23年度以降)	提出先(改正後)
使用状況届出書	7月末日まで	5月末日まで	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局
定期報告書	11月末日まで	7月末日まで	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁(地方局が設置されている場合は、所管省庁の地方局)
中長期計画書	11月末日まで	7月末日まで	
エネルギー管理統括者・企画推進者・管理者・管理員の選任・解任届	選任・解任のあった日後、最初の7月末日まで	選任・解任のあった日後、最初の7月末日まで	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局

4. エネルギー管理統括者等の選任期限について

エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任期限は下表のとおりです。なお、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任届出書の提出期限は、いずれも「選任後の最初の7月末日まで」となっています。

事業者等の区分	選任すべき者	期限	要件等
特定事業者、特定連鎖化事業者	エネルギー管理統括者 (事業者全体で1名)	指定後 遅滞なく	特に資格要件なし。ただし、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者(役員クラス)。
	エネルギー管理企画推進者 (事業者全体で1名)	指定後9ヶ月以内 (但し23年度以降 は指定後6ヶ月以 内)	エネルギー管理講習修了者 ^(注) 又はエネルギー管理士であってエネルギー管理統括者を補佐する者。 ^(注) エネルギー管理講習修了者の場合、当該講習受講後、原則3年に1度の資質向上講習の受講義務が生ずる。
第一種エネルギー管理指定工場等 (製造業等5業種)	エネルギー管理者 ※選任すべき人数等については、業種、エネルギー使用量により異なる。(16頁参照)	指定後 6ヶ月以内	エネルギー管理士の資格を有する者
第一種エネルギー管理指定工場等 (製造業等5業種以外)又は第二種 エネルギー管理指定工場等	エネルギー管理員 (指定工場等毎に1名)	指定後 6ヶ月以内	エネルギー管理講習修了者 ^(注) 又はエネルギー管理士の資格を有する者。 ^(注) エネルギー管理講習修了者の場合、当該講習受講後、原則3年に1度の資質向上講習の受講義務が生ずる。